

# 吉田熊次教育学の成立と教育勅語

武蔵野美術大学助教授

高橋陽一

一九〇四（明治三十七）年二月から翌年までの日露戦争の終結後、日本の教育は、小学校段階の義務教育への児童の就学率の向上をほぼ完成させて、中等教育と高等教育の普及へと展開していく時期となる。それは同時に、教育理念や教育目的については、教育勅語をいただく国民統合を小学校を基軸として完成させつつ、大正デモクラシー下の自由教育に至る多様な潮流が絡み合う時期でもある。そしてこの時期、教育が行政家や哲学者によってリードされていた時代から、教育にもつばらに従事する実践家と理論家たちによる論壇が影響力を増大していく過程としても捉えることができる。

教育勅語の公式衍義書『勅語衍義』の著者である哲学者・倫理学者の井上哲次郎は、一九二六（昭和元）年に不敬事件で失脚するまでその権威を維持するが、次第に道徳教育を語る教育学者たちが台頭する。その筆頭が、井上哲次郎の女婿でもあった吉田熊次である。吉田熊次は日露戦争中の一九〇四（明治三十七）年に女子高等師範学校教授兼東京高等師範学校教授となり、一九〇七（明治四十）年には東京帝国大学文科大学助教授を兼ねて、一九一六（大正五）年には教授に昇任した。

東京帝国大学の教育学科の拡大に彼が寄与したことは、単に一大学の事情にとどまらず、明治期に主に師範学校で

教授される学問にとどまっていた教育学を、大学における人文社会科学の一つとして明確に位置づける基盤を与えたものであり、彼を教育学の興隆の代表者たらしめた。さらに、彼は一九〇八（明治四十一年）年から文部省中等教員檢定試験の委員となり、一時中断しつつも一九四二（昭和一七）年まで長期に在任することによって教育界に広範な影響力を持った。樽松かほる氏が強調するように、吉田熊次が一九四五（昭和二十）年までに単著だけで六〇冊を刊行したことは他の委員となった教育学者を圧倒しており、その言説は常に受験者たちから注目を浴びていたのである。<sup>(2)</sup>

## 一、教育勅語と教育学の乖離

吉田熊次自身の回想によれば、若い頃に教育研究を志向したのは、「孔子は夙に人倫に大道を説破して居るに拘らず、世人の行動はそれに副はざるものが多いのは何故であろう」という道德教育上の疑問からだという。大学院学生時代の一九〇三（明治三十六）年に、「倫理的帝国主義」を提唱する浮田和民に対して、「個人」と「国民」を区別しているとして論戦を挑んだ。<sup>(4)</sup>吉田熊次にとっては、国家や国民とは別次元で個人を措定する浮田和民の論理自体が理解し難いのである。

同じ一九〇三（明治三十六）年の帝国教育会講習会の講義を翌年刊行した『社会的教育学』は、ドイツのベルゲマンの影響を受けつつ、彼独自の理論を説こうとしている。樽松かほる氏が、本書の特徴として、社会と国家とを互いに排斥するものとは見ずに国家があつて個人があるという言説に注目しているのは、きわめて妥当なことである。<sup>(5)</sup>この特徴は、先に見た浮田和民への批判に呼応している。さらに、彼が「教育の目的は一言を以ていへば社会的人物を作るにある」と述べつつも「社会精神」という捉え方を拒否したことや、「社会的教育学は世界的の思想で国家を無視する」という見方に対して国家は「社会的関係の最も完全なる形態」と説明していることも注目しておきたい。<sup>(6)</sup>そこ

では単に国家、社会、個人といった区別が不明瞭になっていくだけでなく、同時に国体や教育勅語さえも本書には明確な位置づけが難しい状態となっているのである。

こののち、一九〇三（明治三十六）年七月にドイツ・フランスに留学を命じられ、在外中に女子高等師範学校教授兼東京高等師範学校教授となり、一九〇七（明治四十）年八月に帰国する。この留学中に吉田熊次が教育勅語について講演したことは平田諭治氏が詳細に検討しているが、吉田熊次の教育学自体に教育勅語が明確な位置づけを獲得したことを意味するかは、帰国後の主著の内容を見ると疑問が残る。

「教育学の確立（体系化）」への強い志向と使命感をもつて記されたと片桐芳雄氏が評価するのが、主著『体系的教育学』である。東京帝国大学文科大学助教授となった翌年、一九〇八（明治四十一年）年の大日本教育団開催の夏期講習会の講義筆記をもとに刊行された本書は、樽松かほる氏が調査したように、帝大教育学科の学生と文部省中等教員検定試験の受験生の双方の必読書となつて大幅な改訂なく版を重ねた。本書は教育学を体系的に整理して提示することに努めて本文十六章に編成したもので、緒言以降の章名を記せば、教育に関する研究の進歩、教育学と実地教育との関係、教育学及教育の意義、教育の目的、教育の主体（教師論、教育の客体、教育上に於ける教授の位置、教授科目の選択及び分類、各教授科目の任務（上）、各教授科目の任務（下）、教授科目の排列及び統合、教授の方法及び段階、訓育論、美育論、体育論、学校論となる。

当然に第四章の教育の目的や第十三章の訓育論では、教育勅語との関係が述べられるべきであろう。しかし、教育の目的についての叙述では、「知情意の統一」を主張し「個人主義の教育」を批判して西洋の教育思潮を概観しつつ、「国家の進歩発展と云ふことを以て教育の主義と為すことは当然のこと」と言うにとどまっている。また訓育論も、古今の徳育について概観しつつ、修身科の教授法に至るのであるが、教育勅語が言及されないこと自体が異様でもある。

こうした言説に教育勅語が登場しないという事実は、単に教育学が輸入された学問であるという性格だけに依拠するものではない。吉田熊次の考える教育学の大系のなかに、教育勅語を位置づける場所が、未だに見いだされていないのである。吉田熊次の意図にかかわらず、彼の教育学は教育勅語と乖離している。

## 二、教育勅語の浮上

一九一一年（明治四十四）年以降に使用される国定第二期修身教科書の編纂のため、吉田熊次は一九〇八（明治四十二）年九月に教科用図書調査委員会委員となった。この教科書の高等科用は教育勅語衍義書としての内容を持っており、巻二の第二三課「皇祖皇宗の御遺訓」として次の記述がある<sup>(11)</sup>。

勅語に「斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と宣へり。「斯ノ道」とは「父母ニ孝ニ」以下「義勇公ニ奉シ」までを指し給へるなり。「古今ニ通シテ謬ラス」とは過去及び現在に通じて謬なしとの義にして「中外ニ施シテ悖ラス」とは国の内外を問わずいづれに之を行ひても差支なしとの義なり。

ここで示された教育勅語の「斯ノ道」の解釈は、指示範囲を「義勇公ニ奉シ」までにとどめて、続く「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」を排除し、このことによつて、「国の内外を問わずいづれに之を行ひても差支なし」と強調する論理となつている。この限定的な解釈は、一九四一年（昭和十六）年の国民学校令第一条に規定する「皇国ノ道」が教育勅語の「斯ノ道」であるという定義がされるなかで再検討される。国民学校令に先立つ一九三九年十月に文部省は聖訓の述義に関する協議会が設置して「斯ノ道」の解釈を「前節を通じてお示しになつた皇国の道であつて、直接的には『父母ニ孝ニ』以下『天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ』までを指す」との解釈変更を行った<sup>(12)</sup>。この昭和期の吉田熊次

の言説は本論の対象とする時期でないから本論文では述べないが、聖訓の述義に関する協議会で吉田熊次が、東京文理科大学長の森岡常蔵とともに、かつて国定第二期修身教科書作成の委員であった立場で、次のように回想していることは注目しておきたい。<sup>(14)</sup>

吉田 記憶を申し上げる。「斯ノ道」は「古今ニ通シテ謬ラス中外ニ施シテ悖ラス」である。而して天壤無窮の皇運扶翼といふことは外国には通じない。勅語の各綱目は皇運扶翼に帰一するのだから、実質に於ては天壤無窮が「斯ノ道」に入るわけだが、それ自身の徳を考へると、そこには入らんといふ論があつた。そして「斯ノ道」が全体を受けるとの説もあつたが、結局当時の委員会では、教科書のやうになつた。個人としては全体でもよいのだが、教科書では全体でないことになつた。森岡さん、さうでしたね。

森岡 さうだつた。

教育勅語そのものの文章に即して考へるならば、聖訓の述義に関する協議会が結論したように、教育勅語の第二段落冒頭に登場する「斯ノ道」は、前節全体で示された道を指示し、さらに限定すれば、「父母ニ孝ニ」から「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という徳目部分を指示するという解釈は自然である。もちろん「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の前には「以テ」という言葉があり、それは「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までの徳目を受けると考えると、国定第二期修身教科書の説明も成立しうるかもしれない。しかし、第二期教科書は徳目部分の文脈よりも「斯ノ道」が「中外ニ施シテ悖ラス」であるという点を強く意識しており、吉田熊次が回想したように、「天壤無窮の皇運扶翼といふことは外国には通じない」ということが根柢となつて、その解釈に合理性を与える結果となつている。

「斯ノ道」の指示範囲をめぐる問題について、小山常美氏は、「父母ニ孝ニ」以下の徳目だけに限定されるものを「小日本主義」と呼び、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」までを含むものを「大日本主義」と呼んで分析している。<sup>(15)</sup>私はこの分析について若干の批判を行っているが、ここでは、分析概念とはいへ「大日本主義」と「小日本主義」とい

言葉は誤解を与える可能性があることを指摘しておきたい。たしかに、聖訓の述義に関する協議会による解釈変更は教育勅語の海外での通用を主張するものだとして時代の文脈からは読みとれるが、先行する日露戦争後の国定第二期修身教科書の解釈は、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」が「中外ニ施シテ悖ラス」であるということを中心に抽象的な美辞麗句としてではなく、現実的な問題として思考したことによる結果と言えるのである。単に結果としての「小日本主義」を捉えるよりも、教育勅語の示す道徳が国家間の問題としてリアリティを持ちうることを視野に入れて、国際的な認識枠組みを拡大した側面にこそ、この時期の対外認識の広がりを見るべきであろう。<sup>(17)</sup>

このような文脈に吉田熊次の教育学を位置づけることは重要である。教育勅語に関する訓詁的な文言解釈は枚挙にいとまがないが、教育勅語そのものの意味を論理的かつ社会的に位置づけようとする試みは、字義の解釈を越えた可能性をもたらす。その典型的な例を彼の国民道徳による教育的倫理学の成立にみてみよう。

### 三、国民道徳による教育的倫理学の成立

「国民道徳」自体は一般的な言葉ともいえるが、一九〇九（明治四十二年）ごろからは公式の試験等に登場し、下つて一九一八（大正七）年の高等学校令や翌年の中学校令の第一条にも盛り込まれて法制的な力をもつ明確な概念となった。この概念は、単に国民の道徳という意味ではなく、教育勅語の内容を指し示すものと解釈され、さらに、中等教育レベルの教育を舞台とするために、学習者自ら国民道徳を考へるといふ「研究」の側面までをもち、それが井上哲次郎不敬事件の原因の一つとなったことを私はかつて述べた。<sup>(18)</sup>

吉田熊次は、一九〇九（明治四十二年）七月に東亜協会の夏期講習会で講演して、その記録を『教育的倫理学』として翌年に刊行した。その序言には、「夫れ本邦固有の道徳は家族主義にして団体本位なり。欧米より伝来せる倫理思

想は主我主義にして個人本位なり。元より同じく欧米の倫理思想といふ中にも諸説を混入し各種の主義を包容すといへども、思想の根柢は大に我が国民道徳と趣を異にするものあり。而して我が教育界は本邦固有の道徳によりて徳育の方針となすも、學術界にありては欧米より伝來せる倫理思想を貴ぶが如し。此の二個の思潮が如何にして相融和し得べきかは我が国民道徳の根本問題たらずんば<sup>(19)</sup>「ならず」といふ。ここには明確に、国民道徳を教育の中心に据えるために理論を再構成しようとする強い意図が表明されている。

本書は「教育的倫理学と申しますのは、教育の基礎としての倫理学、或は教育者に適切なる倫理学と云ふ意味であります<sup>(20)</sup>」と述べる。つづいて、「倫理学と云ふ学問は御承知の如く、人間の行為及び品性の価値に就ての学問であります」として、その倫理学の性質として、「第一は倫理学で定める所の値打と云ふものは、一般的である」とし、さらに「第二に一般倫理学は、行為及び性格の値打をきめて往くのではあります但其持前は、何故に其行為其品性が値打を持つて居るのかと云ふことを、倫理的にきめて往くのでありますから、とかく窮理的である、従つて實際的でない。又抽象的説明的であつて具体的応用的でない」と述べている部分<sup>(21)</sup>は、倫理学批判として読み取れる。この批判されたところに、教育を位置づけようとするのである。すなわち、「教育と云ふ事實は實際上何処までも国民的である、何処までも特殊である。已に教育が特殊なものであるならば、一般的に又抽象的に説く所の倫理学其者が、直接に教育の實際に適應することの出来ないのは論理上当然の事である。此点に於て一般倫理学が多少の変形を必要とするので、一般倫理学に変形を加へて、或特殊の社会に適應するやうな教育的倫理学の必要をみる所以であると思ふのであります<sup>(22)</sup>」と位置づけるのである。

これは倫理学から教育的倫理学を応用分野として特立しようとした言説であり、その限りにおいては学問の範疇論にとどまる。しかし、吉田熊次が教育的倫理学を特立した意図は、続く箇所でも読み取れる。彼は「科学としての教育学は、何処までも独立的のもので又窮理的でなくてはならない<sup>(23)</sup>」とその独立性を強調し、さらに明治前期の日本の主

流となっていた、教育の目的論を倫理学によって定めるヘルバルト派の教育学を批判しつつ、「教育に於て要求する所の道德に関する研究には、一般倫理学以上の或るものを要求する」と結論づけるのである。<sup>24</sup> もちろん、教育学の学問としての独自性、科学としての教育学という主張はこの時期からの世界的な流れであり、吉田熊次はその動向に依拠しているのであるが、彼は倫理学からの教育学の独立を教育的理論学という領域の確立を通じて行おうとしているのである。

教育的倫理学の特立は、国民道德の存在によって要請されている。国民道德について、「我が国民と道德と吾国の道德教育とは何を基礎として居るか」と云へば云ふまでもなく教育に関する勅語であります。而して教育に関する勅語のなかの道德思想は何を本として居るかと申しますれば本邦の歴史及び伝説を根拠として居るのであります」と述べて教育勅語の位置づけを明確にしている。教育勅語の歴史的背景である「国民的伝説的道德」については、「教権的道德」と対置させて、ローマ法王の命令書とは異なるものであると強調しているが、さらには「勅語の解釈は学者及び教育者の自由であるのみならず、勅語其ものも独断的に命令せられたるものとは思われぬ」と述べる。<sup>25</sup> 周知の通り、教育勅語の衍義書の刊行は多くの学者や教育者によって行われて教育勅語の普及に寄与しているのであるが、教育的倫理学を学問として成立させる以上は、この解釈自体が学問の対象への行為としての「自由」であると明確にしておく必要があるわけである。

『教育的倫理学』の学問論を端的に言えば、これからの国民道德と教育勅語の解釈は哲学者・倫理学者ではなく教育学者が主導権を握るといふ志向性に貫かれている。その内実は、第一には、倫理学から教育的倫理学の領域を切り取って教育学の領分とすることであり、第二は、その教育的倫理学の基本的対象である教育勅語に対して、国民道德という概念で捉えることによって、訓詁的解釈から離れた自由な研究を可能として、教育学と連結することである。森川輝紀氏が、吉田熊次の『体系的教育学』と『教育的倫理学』の関係について、「教育学講座の担当者は『教育学』



と「国民道德論」の体系化という二枚看板を背負わされていたことに起因する」という分析をしていることは適切であるが、加えるならばその二枚看板を持つことは「背負わされた」という受動的なものというよりも、吉田熊次自らが積極的に獲得した看板であると言うべきであろう。<sup>(26)</sup>

関連して一九一一（明治四十四）年七月、東京府が小学校校長を集めて開催した修身科講習会を見てみよう。講師と講演題目は、東京帝国大学法科大学教授の穂積八束による「国民道德の本旨」、同文科大学教授の井上哲次郎による「国民道德大意」、東京女子高等師範学校教授の吉田熊次による「修身科及国定修身教科書」である。この講演速記が刊行されているので、これをもとに、吉田熊次の議論を検討してみたい。<sup>(27)</sup>

ここで注目されるのが、論者たちが自ら依って立つ学問と教育勅語の関係をどう考えていたかである。穂積八束は、「教育と学問を混同する者もあります」と述べ、「学問は国家の干渉を受けず銘々自由独立の意見を以てするものであります」と言うのに対して、「教育は国家が国家の方針に依つてするものであります」として教育と学問の分離を主張して、「教育に関する勅語は国家の教育行政を統一するところの大方針を御決定になり御示しになつたものであります」と述べている。<sup>(28)</sup>この文章は教育勅語の重要性を言おうとするものであるが、学問論として読むと、教育勅語を教育行政の方針に限定することにより自らの学問の自由を確保しようとしていると読みとることができるといえる。井上哲次郎は、「国民道德と倫理学説と云ふものは相互に対立して居るものではないのであります」と述べて、「国民道德の研究は是は倫理に関する特殊の研究と見て差支ないさうでありますが、国民道德の研究と云ふのは又特別の意味を有つて居る、国民道德の研究が非常に重要であると云ふことは是は自己の属して居る民族の運命に関するところの道德であるがために、此研究は自己に取つては極めて重大な研究であります」と言う。<sup>(29)</sup>これも国民道德研究の重要性を主張した文章ではあるが、基本は「研究」ということを強調して、国民道德は倫理学の「研究」の対象物として位置づけられているのである。

確立した学問を背景とする法学や哲学・倫理学の大家にとっては、教育勅語と国民道德は、自らの自由な学問の対象として位置づければ安定的である。しかし、後発する教育学は、そうした安定性を保持していない。吉田熊次は、すでに『教育的倫理学』で述べた論点を繰り返して、他教科と違って「外国の修身科に模範とすべきものがないのでありますからどうしても此の事だけは他の学科の進歩に相当するだけの進歩をなすことは出来なかつたのであります」と嘆じて、<sup>(30)</sup>国民道德を中心に修身教育の学術的研究の必要を主張する。それは言うまでもなく、他の学問分野と違って、この修身教育を主たる領域として活躍できる教育学の新たな優位性を主張するものなのである。

## おわりに

吉田熊次は、『教育的倫理学』と並行して、東京市小学校教員の団体である戊戌同窓会で一九〇九（明治四十二年）夏におこなった講演をもとに翌年に『訓育論』を刊行するが、本書には教育勅語や国民道德について明確には記述されていない。しかし、「読者若し之を拙著『教育的倫理学』と併せて精読せらるゝあらば、本邦国民道德の教養の原理と方法とに対する著者の所信を明にするを得べし」と述べている。<sup>(31)</sup>つまり、教育勅語Ⅱ国民道德Ⅱ教育的倫理学Ⅱ教育学というルートを一度確立した吉田熊次は、訓育分野においてさえ西洋の道德教育論を基礎とした考察を矛盾なく行っていく可能性を確保したのである。主著『体系的教育学』もまた、『教育的倫理学』の成立により事後的にこの構造に位置づけられたのである。その後も大正期、戦前昭和期を通じて、吉田熊次の教育学が極めて広範な分野に拡大していくことができた。「皇国ノ道」<sup>(32)</sup>にともなう論争を経たのちには、『教育的倫理学』を大幅に改定して『教育的皇道倫理学』を刊行することになるが、日露戦争後の教育学の基本的潮流となる吉田熊次の教育学は、国民道德と教育的倫理学という概念を媒介して教育勅語と教育を連結したことに、その学問的成立の基盤があることを強調して

おきたい。

註

- (1) 川村肇「東京帝国大学教育学科の講座増設に関する一研究(二) 中等教員養成史および教育学説史と東京大学」(『東京大学史紀要』第一〇号、一九九二年)。
- (2) 樽松かほる「『文検』と教育学者」寺崎昌男・「文検」研究会編『『文検』の研究』(学文社、一九九七年)。
- (3) 吉田熊次「余の六十年」『教育思潮研究』八一、八頁。
- (4) 吉田熊次「帝国主義の教育につきて」(『教育界』第二卷第八十九号、一九〇三年六月七月)。論争の経緯については、小川智瑞恵「浮田和民の人格論 キリスト教理解とシンクレティズムをめぐって」(『日本の教育史学』第三八集、一九九五年)。
- (5) 樽松かほる、前掲書、一二九―一三〇頁。
- (6) 吉田熊次『社会的教育学』(金港堂、一九〇四年)一五六―一五八頁、一六九―一七二頁。
- (7) 平田諭治『教育勅語国際関係史の研究』(風間書房、一九九七年)一一二―一五〇頁。
- (8) 片桐芳雄「日本における近代教育学の成立と教育史研究の位置 吉田熊次の位置」(『日本の教育史学』第四二集、一九九九年)。
- (9) 樽松かほる、前掲書、一三六―一三九頁。
- (10) 吉田熊次『系統的教育学』(弘道館、一九〇九年)(一九三三年第三版)一一三―一四頁、一五七頁。
- (11) 文部省『高等小学修身書 卷二 児童用』(東京書籍、一九一三年)七五頁。
- (12) 文部省図書局『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』(文部省、一九四〇年)。
- (13) 高橋陽一「『皇国ノ道』概念の機能と矛盾 吉田熊次教育学と教育勅語解釈の転変」(『日本教育史研究』第一六号、一九九七年)。
- (14) 文部省図書局前掲書、八〇―八一頁。
- (15) 小山常美『天皇機関説と国民道徳』(アカデミア出版、一九八九年)。

- (16) 高橋陽一「書評 小山常美『天皇機関説と国民教育』を読んで」(『日本教育史研究』第一〇号、一九九一年)。
- (17) 森川輝紀『国民道徳論の道「伝統」と「近代化」の相克』(三元社、二〇〇三年)においては、昭和期に至る吉田熊次の教育勅語解釈について拙論への有意義な批判が展開されているが、本論においては明治期を主たる対象とするために反論を差し控えておきたい。
- (18) 高橋陽一「井上哲次郎不敬事件再考」寺崎昌男・編集委員会共編『近代日本における知の配分と国民統合』(第一法規、一九九三年)。
- (19) 吉田熊次『教育的倫理学』(弘道館、一九一〇年)(第五版一九二〇年)、序一二頁。
- (20) 前掲書、一頁。
- (21) 前掲書、二―四頁。
- (22) 前掲書、一四頁。
- (23) 前掲書、一五頁。
- (24) 前掲書、四四頁。
- (25) 前掲書、四六―四九頁。
- (26) 森川輝紀前掲書、一七九頁。なお、この箇所では、片桐芳雄前掲書の「シンポジウム討論内容の要約」(金子茂文責)に基づいて、私が吉田熊次教育学における「国民道徳論の先議性」を主張していると紹介されているが、本論文で示したように、「先議性」のみを重要な要素は考えているわけではない。
- (27) 穂積八束・井上哲次郎・吉田熊次『修身科講義録』(東京府内務部学務課、一九一一年)。
- (28) 前掲書、穂積八束講演二―四頁(前掲書の頁数は講演ごと)にサンプルが振られ、全体の通しの頁数ではない)。
- (29) 前掲書、井上哲次郎講演三―一三二頁。
- (30) 前掲書、吉田熊次講演五頁。
- (31) 吉田熊次『訓育論』(弘道館、一九一〇年)(一九一一年増補第四版)、序三頁。
- (32) 吉田熊次『教育的皇道倫理学』(教育研究会、一九四四年)。